

1 産業廃棄物処理税の検証・成果

法定外目的税である岡山県産業廃棄物処理税（以下「産業廃棄物処理税」という。）の用途については、岡山県産業廃棄物処理税条例（平成14年岡山県条例第47号）において、「産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する費用に充てる」旨規定されており、岡山県では、これに基づき、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」及び「環境インフラの整備」を4つの柱に、平成15年度以降、4年間で約15億円の税収を活用して各種施策が展開されてきた。（別添資料「用途事業の実績と主な成果」、「用途事業の概況」参照）

その結果、産業廃棄物の発生の状況等については、次のとおり変化することとなった。（別添資料「産業廃棄物の発生及び処理の状況」参照）

（1）発生の状況

岡山県内で発生した産業廃棄物（以下「県内発生産業廃棄物」という。）の量は、平成14年度の11,685千tから、平成17年度には12,239千t（4.7%増）とわずかに増加している。

なお、県内発生産業廃棄物を業種別にみると製造業が最も多く、次いで、電気・水道業、建設業の順になっており、産業廃棄物の種類別にみると鉋さいが最も多く、次いで、汚泥、がれき類、ばいじんの順になっている。

（2）最終処分量の推移

岡山県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む。）の量は、平成14年度の953千tから平成17年度の892千t（6.4%減）と緩やかな減少傾向にあり、特に、県内発生産業廃棄物の最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成17年度には501千t（43.1%減）と大きく減少している。

なお、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から、平成17年度には10件に半減するなど、最終処分量の推移と合わせて、産業廃棄物処理税の導入効果が現れているものと思われる。

（3）今後の発生及び処理の見込み

県内発生産業廃棄物は、今後、わずかに増加していくが、再生利用や減量化の推進により、最終処分量は、引き続き減少すると予測されている。

なお、岡山県内の最終処分場の残余年数は、平成17年度末時点で3.6年となっており、最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制や再生利用を促進するための各種施策を展開するとともに、現在、水島地区において、公共関与の新処分場の整備事業を進めている。

（参考）税収の推移等

税収の推移

産業廃棄物処理税導入後、税収は、決算額で見ると、平成17年度まで増加し、平成18年度から減少している（表1参照）が、申告納入は最終処分場へ搬入された月の翌月に行うこととされていることに着目して、当該年度に生じた税額で見ると、年々減少する傾向（表2参照）にある。

【表 1】 (単位：円)

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8
税 収	855,986,890	893,380,370	903,471,440	801,669,080
前 年 比	-	104.4%	101.1%	88.7%

決算額（平成 1 5 年度は平成 1 5 年 5 月から平成 1 6 年 3 月までの 1 1 月分、平成 1 8 年度は決算見込額）

【表 2】 (単位：円)

年 度	1 5	1 6	1 7	1 8
税 収	937,667,580	906,679,410	897,075,040	777,918,060
前 年 比	-	96.7%	98.9%	86.7%

最終処分場への搬入等により当該年度に生じた税額（平成 1 8 年度は決算見込額）

賦課・徴収状況

特別徴収義務者：34（施設数：44） 申告納付者：12（施設数：14）

主として最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い、申告納入しているところであるが、これまでのところ、適切に申告納入が行われている。

税収の充当内訳

徴収した産業廃棄物処理税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用、保健所設置市が行う産業廃棄物対策促進事業に要する費用に充てるための交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当され、残額は岡山県循環型社会形成推進基金に積み立てられている。

産廃税収等の状況（決算ベース） (単位：千円)

年度	1 5	1 6	1 7	1 8	計
税 収	855,987	893,380	903,472	801,669	3,454,508
徴 税 費	59,920	62,536	63,243	56,117	241,816
市交付金 (岡山市・倉敷市)	151,627	172,750	147,186	155,453	627,016
県事業充当額	249,428	383,536	377,616	488,627	1,499,207
循環基金積立金	390,703	223,774	333,344	115,365	1,063,186

循環基金積立金とは岡山県循環型社会形成推進基金をいうものであるが、積立てに係る予算額と決算額の差額を翌年度に繰り越すこととされているため、税収と充当額の合計は一致しない。（平成 1 8 年度は決算見込額）

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

産業廃棄物処理税を導入して以降、産業廃棄物の最終処分量は大きく減少したものの、発生量や減量化量は横ばいの傾向にあり、不法投棄も減少傾向にあるとは言え、依然と

して悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源として存続させるべきである。

なお、岡山県の産業廃棄物施策については、産業廃棄物処理税の導入以前は、主として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的・対処療法的な対策（いわゆる下流対策）が中心であった。

一方、産業廃棄物処理税の導入後は、これらの対策に加えて、製品の製造、流通、消費各段階における対策の重要性にかんがみ、それまで対策が不十分と言われてきた、廃棄物を極力出さないようにするための「産業活動の支援」、県民や事業者が一体となって3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むための「意識の改革」など、いわゆる上流対策に重点を置いた施策が展開されてきたところである。

これらの事業は、直ちに産業廃棄物の発生抑制、減量化等の効果が現れるものではなく、社会のあらゆる構成員の地道で継続的な取り組みによって徐々に効果となって現れてくるものであり、その意味からも、産業廃棄物処理税の継続が強く求められる。

3 使途事業の方向性

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理を推進するためには、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民、事業者、行政など、あらゆる構成員が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら一体となって循環型社会の構築に取り組むための施策を実施していくことが重要である。また、今後は特に、産業廃棄物処理税を活用して最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題等に対しても、産業廃棄物処理税を活用して適切に対応していくことが強く求められている。

については、これまでの使途事業の成果や現状等にかんがみ、使途事業の方向性としては、次の3つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進する必要がある。

産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」

産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」

事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」

なお、使途事業の透明性を確保するため、岡山県の予算編成方針を策定する際に、産業廃棄物処理税を活用して重点的に取り組むべき事業について基本的な方針を定め、県庁内外に示すことは一つの方法と考えられる。また、使途事業の実施状況については、これまでも岡山県のホームページ等で公開されているが、事業実施効果についてもわか

りやすく説明するなど、使途事業の透明性を高める工夫をすることが望ましい。

< 施策ごとの推進方向・重点施策 >

産業活動の支援

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、産業廃棄物の発生の抑制、適正な循環的利用、適正な処分等に向けた取組を一層促進することが期待される。

具体的には、事業者は、発生抑制等につながる製造工程の技術開発や再生利用の研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、小型化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた取組を推進する必要がある。また、岡山県にあっては、これらの事業者の3Rに向けた取組に対する支援や、公共工事での廃棄物の再資源化、バイオマスなどの循環資源の利活用、環境産業の創出等に向けた取組を推進する必要がある。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進

「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進

循環資源情報提供システムの充実と普及促進

バイオマスの利活用の推進

循環型産業クラスターの形成促進

- ・循環資源の活用推進（新技術の開発支援、事業化等に向けた調査研究）
- ・新技術・新規事業の創出（リサイクルビジネスの育成）
- ・循環型社会形成推進モデル事業の推進（リサイクルに関する技術開発・施設整備支援）
- ・おかやま新環境技術アセスメントシステムの確立（おかやまNetas）
- ・3Rに関する広域ネットワークの形成（新技術・ビジネス・ニーズ等の情報形成）

適正処理の推進

産業廃棄物の不法投棄は、近年、悪質なものが短期・集中的に行われる傾向にあることに加え、処理業者等による不適正保管などの不適正処理事案も後を絶たないことから、引き続き、産業廃棄物に係る不法投棄の防止対策などの適正処理の推進に向けた普及啓発やマニフェスト制度の電子化を進めるとともに、長期的な監視指導活動を実施する必要がある。

なお、産業廃棄物が不法投棄されてしまった場合は、その環境への影響が甚大であるばかりでなく、処理費用も多額にのぼるため、引き続き、処理の公平性を担保し、社会正義を実現していくため、立入検査や路上検問の実施、ヘリコプターによる上空監視や監視カメラの増強などにより監視体制の強化を図る必要がある。加えて、違反事業者に対しては、厳正に対処するとともに、「不法投棄防止ネットワークおかやま」など民間団体と行政が一体となって監視や情報提供体制の充実をさらに進め、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを全県的に進めていく必要

がある。

また、産業廃棄物は、事業者処理責任のもとに県域を越えて広域処理が行われていることから、他の府県との調整を図りながら的確に対応するとともに、循環型社会を構築する基盤として、公共関与最終処分場の整備を引き続き進める必要がある。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

産業廃棄物の適正処理の推進

電子マニフェストの普及推進

不法投棄の根絶に向けた対策の充実

産業廃棄物の広域的な移動への対応

公共関与産業廃棄物処理施設の整備促進

意識の改革

持続可能な循環型社会を構築するためには、社会の構成員である県民（消費者）、事業者（企業）、行政がパートナーシップを形成しつつ取り組んでいくことが重要である。特に、県民の行動が、市場を通じて企業に環境に配慮した商品の開発や供給を促すなど、県民の消費行動と事業者の生産活動とは、いわば「車の両輪」の関係にあるとも言え、次のとおり意識改革を進めていく必要がある。

a) 県民の意識改革

産業廃棄物に関する3R推進の中で優先順位が高いリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に係る技術も、消費者（県民）の経済社会活動やライフスタイルを変革することによって活用される。換言すれば、消費者がどのようなニーズを持つかによって、企業の生産・販売活動も変わってくるのであり、消費者が環境負荷の少ない製品を率先して購入するなどにより、企業における環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが働く。

つまり、消費者（県民）が、産業活動から生まれた製品等の最終段階において、モノを再使用・再生利用するとともに、使い捨てにしないなど、3Rの推進に向けて自らのライフスタイル（日常の生活様式・行動様式）を変革することで、大量生産、大量消費、大量廃棄といった一方通行型の社会経済構造が見直され、結果として企業の事業活動から生じる産業廃棄物の発生抑制や縮小につながる。

したがって、消費者である県民は、企業が提供する製品やサービスをただ黙って消費するだけの受け身の存在ではなく、環境対応にはコストがかかることを正しく認識するとともに、環境に配慮した企業や商品に対する選択を積極的にメッセージとして発信していくなど、環境への意識を高めていくことが重要である。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革

「おかやまりサイクル・もってーネット」の充実と利用促進

3 Rに関する環境教育・環境学習の推進
環境NPO等との協働による3 Rに向けた取組の推進
環境情報受発信システムの整備

b) 事業者の意識改革

事業者（企業）は、環境への影響を低減する製品・サービスを市場に提供できる立場にあることに加え、廃棄物処理・再生利用を行う技術や製品の環境情報を消費者に提供できる立場にあることから、循環型社会を形成する上で大きな社会的責任を負っており、その先導的な役割を果たすべきである。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

CSR（企業の社会的責任活動）の普及
環境マネジメントシステムの普及拡大
リサイクル関連法の周知・徹底

c) 市町村の意識改革

市町村は、住民にもっとも身近な行政主体であることから、岡山県との連携を密にして、廃棄物の処理対策を推進するとともに、住民に対して、環境教育等の実施や再生品等の使用促進など、循環型社会形成の取組推進に向けた普及啓発に努めることが求められている。

このため、次のような施策を重点的に実施していくことが考えられる。

【重点施策】

市町村と連携した不適正処理対策の推進
市町村における3 Rの取組に向けた普及啓発の促進
市町村におけるグリーン購入の推進

4 税制度のあり方

(1) 課税方式

課税方式は、最終処分業者特別徴収方式を基本としており、最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から産業廃棄物処理税を徴収し、岡山県に申告納入することとされているが、自社処分の場合は、排出事業者自身が最終処分を行うものであるため、排出事業者が直接、岡山県に申告納付することとされている。最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であるが、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者又は中間処理業者を対象とすることができるため、税の負担の公平性を確保することができるというメリットがあることや、徴税コストを縮減できることが考慮され、岡山県では、本課税方式が採用されている。

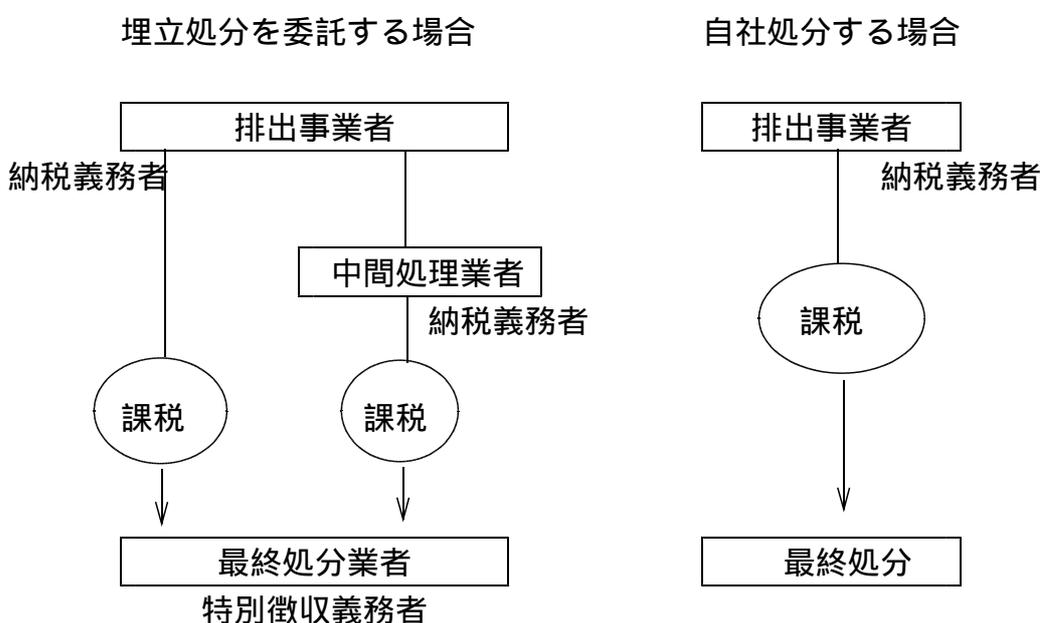
なお、三重県及び滋賀県においては、排出事業者申告納付方式が採用されているが、岡山県を含む25道府県においては、最終処分業者特別徴収方式が採用されている。

排出事業者申告納付方式は、納税義務者である排出事業者が直接、岡山県に申告納

付するものであるため、すべての排出事業者を把握する必要が生じることとなり、徴税コストが増高することが考えられる。これに対応するには、免税点制度を設けることにより事務処理経費を軽減するなど、制度設計に工夫を凝らすことが必要となるが、免税点に満たない量の産業廃棄物の搬入に対し、産業廃棄物処理税を課さないこととすると、税の負担の公平性が損なわれるため、このような方策を採ることは可能な限り回避すべきである。

産業廃棄物処理税導入後の状況を見る限り、最終処分業者特別徴収方式のもとで適切に申告納入が行われており、この課税方式が定着していることや産業廃棄物処理税導入の副次的効果として、産業廃棄物の最終処分量が減少傾向にあることにかんがみると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(参考) 税制度のしくみ



(2) 税 率

産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の量を課税標準として課税されているが、税率は、次の点を総合的に勘案して、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円とされている。

- ・岡山県内の企業活動に多大な影響を与えない水準であること。
- ・岡山県外へ産業廃棄物が流出しない水準であること。
- ・同様の税制度を導入している道府県との均衡を失しない水準であること。

産業廃棄物処理税導入後の岡山県内企業の活動状況を見ると、法人事業税の税収や製造品の出荷額等は、導入前(平成14年度)よりも導入後(平成18年度)のほうが増加しており、その活動に多大な影響を与えたとは認められない。

また、最終処分のために岡山県から県外へ流出した産業廃棄物の量は、導入前(平成14年度)が26千トンであるのに対し、導入後(平成16年度)は5千トンであり、産業廃棄物処理税の導入が産業廃棄物の県外への流出を促しているとは認められない。

さらに、産業廃棄物処理税に相当する税を導入している26道府県は、税率を産業廃棄物1トンあたり1,000円とすることを基本としているところであり、各道府県との均衡は維持されているものと考えられる。

以上の状況にかんがみると、現行の産業廃棄物1トンあたり1,000円という税率は極めて適切であり、産業廃棄物の最終処分量の減少という副次的効果も得られているため、変更する必要はないものと考えられる。

(3) 特例措置

岡山県においては、すべての排出事業者が産業廃棄物の発生抑制とその再生利用の推進に努めてもらうことが重要であるとの認識に立ち、課税免除等の特例措置は講じられていないのに対し、11の県においては、排出事業者が自ら処分する場合における産業廃棄物の搬入や天災等により生じた産業廃棄物の搬入等に対して課税免除等を行うための規定が設けられるなど、特例措置が講じられている。

しかし、循環型社会を形成するためには、いかなる理由で発生した産業廃棄物であっても、まずはこれを再生利用することを考えてもらう必要があること、課税免除等の規定を設けていない県が多いこと、新たに課税免除等の規定を設けると、税制度が複雑なものとなり、税制度はできるだけ簡素でわかりやすいものであるべきという理念に反することとなることにかんがみると、直ちに課税免除等の特例措置を講じる必要はないものと考えられる。

(参考)

自社処分場への産業廃棄物の搬入に対する課税について

広島県外2県においては、排出事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合にあっては、産業廃棄物は自らの責任で処理しなければならないという廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の趣旨にかなうこととなることを理由として、課税を免除することとされている。

しかし、産業廃棄物の最終処分量に対して課税するという税制度の理念にかんがみると、産業廃棄物を最終処分するにもかかわらず、自ら処分するか、委託により処分するかという点に着目して、課税に差異を設けると、税の負担の公平性が損なわれることとなる。また、副次的に得られる産業廃棄物の最終処分量の減少という効果にも少なからず影響が生じるため、自社処分場への産業廃棄物の搬入については、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

天災等により生じた産業廃棄物の搬入に対する課税について

福岡県外6県においては、天災等により生じた産業廃棄物の搬入については課税を免除することとされている。

しかし、19の道府県においては災害により発生した産業廃棄物とそうでないものの区分が非常に難しいこと、現実には災害で発生する廃棄物の主なものは一般廃棄物であることにかんがみ、課税を免除することとされていない。

また、被災者を真に救済するには、税の免除ではなく、補助金などの給付で対応

すべきであり、いたずらに税制度に頼るべきではない。

以上の点にかんがみると、天災等により生じた産業廃棄物の搬入についても、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入に対する課税について

鹿児島県外2県においては、不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入については課税を免除することとされている。

不法投棄された産業廃棄物は、原則として、不法投棄を行った者自らに処理をさせるべきであり、その際には、一般の排出事業者と同様に産業廃棄物処理税を負担させる必要がある。しかし、行政代執行により不法投棄された産業廃棄物を処理する場合において、不法投棄を行った者に代位して不法投棄された産業廃棄物を処理する県や保健所設置市が一時的に負担することとなる産業廃棄物処理税の課税を免除すると、処理費用に上乗せして産業廃棄物処理税相当額を請求する必要がなくなることとなり、税の負担の公平性が損なわれるため、不法投棄された産業廃棄物を処理するための搬入についても、直ちに課税を免除する必要はないものと考えられる。

(4) 検 討

岡山県産業廃棄物処理税が法定外目的税であることにかんがみると、岡山県知事は、今後、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例の施行後5年を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきものと考えられる。

5 基金のあり方

岡山県循環型社会形成推進基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され(条例第1条)、各年度において、産業廃棄物処理税の収入のうち、徴税费、保健所設置市交付金及び事業充当額以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている(条例第2条、第4条)。

また、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている(条例第5条)。

すなわち、この基金は、将来の産業廃棄物処理税の減収を予想して、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられているものである。

平成18年度末での基金積立累計額を見てみると、1,063,186千円となっているが、これは、平成15年度の産業廃棄物処理税の導入から3年間程度、税収の変動や将来的な見通しを見極めながら、事業費への充当を慎重に行ってきたためと考えられ、平成19年度予算においては、循環型社会の形成に向けた取組を強化するため、約7億円を事業費に充当し、1億円余りを基金から取り崩すこととされている。

このように、この基金は、充当事業費と密接不可分の関係にあり、将来、産業廃棄物処理税の減収が予想される中、前述した使途事業の方向性に沿って施策・事業を推進し

将来にわたり循環型社会の形成促進を図っていくためには、今後とも、安定的・継続的に事業を展開するための貴重な財源として、また、新たな課題に対応するための財源として活用していく必要がある。

(参考)

岡山県循環型社会形成推進基金条例(平成15年岡山県条例第10号)(抜粋)

第1条 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、岡山県循環型社会形成推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条 基金として、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)に基づく産業廃棄物処理税の収入の一部を一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定めるところにより積み立てる。

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。